

令和5年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和5年8月7日（月）13時00分～

場所：吉塚合同庁舎 6階 603A会議室

（環境政策課：増田企画広報主幹）

私は、環境政策課企画広報主幹の増田と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の鐘ヶ江が御挨拶申し上げます。

（環境部：鐘ヶ江部長）

皆様こんにちは。今年4月から環境部長を務めさせていただいております、鐘ヶ江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、環境審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本年7月7日からの大雨により、本県において5名の死者を含む大きな被害が発生をいたしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

県といたしましても、一日も早い復旧、復興を目指して参りたいと考えております。

また、県内で5つの一般廃棄物処理施設において被害があったほか、17の市町村で災害廃棄物が発生したところでございます。被害のあった施設はいずれも復旧しておりますが、災害廃棄物は現在も処理が進められているところでございます。

県では、県と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結している4つの団体に対しまして支援に向けた体制確保を要請するとともに、県の職員も派遣いたしまして、災害廃棄物仮置場の運営状況等の調査と、必要な助言を行ったところでございます。また、災害廃棄物が生じた市町村が自ら処理できない状態となる場合に備えまして、他の自治体での広域処理が可能となるよう、調整を行っており、今回うきは市の災害廃棄物について広域処理の調整を行ったところでございます。

引き続き災害廃棄物が円滑に処理されるよう、支援をして参りたいと考えております。

近年頻発している大雨などの異常気象は気候変動が要因であると言われております。また、気候変動は地球温暖化だけでなく生態系にも影響を及ぼしており、動物から人へウイルス感染が広がったと指摘されております。人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉え、一体的に守るというワンヘルスの理念に基づく取組が益々重要になってきております。

本県では、新興感染症や地球温暖化などのワンヘルスの課題に対応する実践拠点といたしまして、全国初の「ワンヘルスセンター」をみやま市に整備することとしております。また、生物多様性の保全や地球温暖化対策などの施策を展開し、ワンヘルスの実現に努めてまいります。

本日の審議会では、諮問事項2件、部会決議報告1件及びその他報告2件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

ありがとうございました。

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、委員37名中27名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

今回の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初に開催されます審議会でございます。前回の審議会以降、20名の委員に再任いただくとともに、新たに17名の委員に御就任いただいております。

ここで委員の皆様を御紹介いたします。書かれております委員名簿順にお名前をお呼びしますのでその場で御起立ください。

浅野 直人（あさの なおひと）委員

(環境政策課：増田企画広報主幹)

穴井 謙（あない けん）委員

(穴井委員)

穴井でございます。よろしく願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

新井 富美子（あらい ふみこ）委員は、本日は御欠席でございます。

池山 喜美子（いけやま きみこ）委員も、本日は御欠席でございます。

伊澤 雅子（いざわ まさこ）委員は、本日到着が遅れるとの御連絡を受けております。

伊藤 洋（いとう よう）委員

(伊藤委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

井上 善博 (いのうえ よしひろ) 委員は、本日は御欠席です。
今林 久 (いまはやし きゅう) 委員

(今林委員)

今林です。よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

岩男 和彦 (いわお かずひこ) 委員。

(岩男委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

岩熊 志保 (いわくま しほ) 委員

(岩熊委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

笠井 雅広 (かさい まさひろ) 委員は、本日は代理にて、石橋 賢一 (いしばし けんいち) 様に御出席いただいております。

(石橋氏)

石橋でございます。よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

梶原 剛二 (かじわら ごうじ) 委員

(梶原委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

嘉村 薫 (かむら かおる) 委員は、本日は御欠席でございます。
河邊 政恵 (かわべ まさえ) 委員

(河邊委員)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

久場 隆広 (くば たかひろ) 委員

(久場委員)

久場です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

久保 潤一郎 (くぼ じゅんいちろう) 委員

(久保委員)

久保です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

桑原 裕志 (くわはら ひろし) 委員は、本日は代理にて、鮫島 巧 (さめしま たくみ) 様に御出席いただいております。

(鮫島氏)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

後藤 富和 (ごとう とみかず) 委員

(後藤委員)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

小緑 貴吏 (こみどり たかし) 委員

(小緑委員)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

酒井 かおり (さかい かおり) 委員

(酒井委員)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

酒井 美和子 (さかい みわこ) 委員は、本日は御欠席です。

阪口 由美 (さかぐち ゆみ) 委員

(阪口委員)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

佐藤 しのぶ (さとう しのぶ) 委員

(佐藤委員)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

高取 千佳 (たかとり ちか) 委員、本日は御欠席です。

高橋 義彦 (たかはし よしひこ) 委員

(高橋委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

田所 美恵子 (たどころ みえこ) 委員

(田所委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

辻 真弓 (つじ まゆみ) 委員

(辻委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

萩島 理 (はぎしま あや) 委員

(萩島委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

藤光 康宏 (ふじみつ やすひろ) 委員

(藤光委員)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

毛利 智徳 (もうり とものり) 委員、本日は代理にて、森 禎久 (もり さだひさ) 様に御出席いただいております。

(森氏)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

森 美穂子 (もり みほこ) 委員

(森委員)

よろしく願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

森本 美鈴（もりもと みすず）委員は、本日は御欠席です。

柳瀬 龍二（やなせ りゅうじ）委員も、本日は御欠席です。

横溝 敏子（よこみぞ としこ）委員

(横溝委員)

よろしく願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

吉田 健一朗（よしだ けんいちろう）委員

(吉田委員)

はい。よろしく願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

渡邊 公一郎（わたなべ こういちろう）委員は、本日は御欠席でございます。

渡辺 亮一（わたなべ りょういち）委員

(渡辺委員)

よろしく願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

以上で委員の紹介を終わります。

続きまして、本日出席しております福岡県環境部関係課職員を紹介いたします。

まず、先ほど御挨拶いたしました環境部長の鐘ヶ江でございます。

(環境部：鐘ヶ江部長)

はい。どうぞよろしく願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、環境政策課長の中垣でございます。

(環境政策課：中垣課長)

どうぞよろしくお願いたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、環境保全課長の吉川でございます。

(環境保全課：吉川課長)

どうぞよろしくお願いたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、循環型社会推進課長の高橋でございます。

(循環型社会推進課：高橋課長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、廃棄物対策課長の船津でございます。

(廃棄物対策課：船津課長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、監視指導課長の帆足でございます。

(監視指導課：帆足課長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、自然環境課長の藤野でございます。

(自然環境課：藤野課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

続きまして、農林水産部経営技術支援課長の古屋でございます。

(経営技術支援課：古屋課長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

最後に、農林水産部食の安全・地産地消課課長技術補佐の草野でございます。

(食の安全・地産地消課：草野課長技術補佐)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

それでは、本日用います資料の確認をお願いします。

お手元の配布資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。

資料に不足がございましたら、挙手により事務局にお知らせください。

それでは、議題（１）の会長の選任について移らせていただきます。

福岡県環境審議会条例第４条第１項の規定により、会長は、委員の互選によって定めることとなっております。

どなたか、立候補又は御推薦をいただけないでしょうか。

御意見ないようでしたら、引き続き浅野委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(環境政策課：増田企画広報主幹)

よろしいでしょうか。

では、浅野委員が会長に選出されました。浅野会長、会長席にお移りお願ひします。

(浅野会長)

ありがとうございます。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

それでは、これからの議事進行は、浅野会長にお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、引き続き私が会長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

いつも、審議会が始まるたびに、最初に最近の国の環境政策の動向を少し御紹介しております。

前回の審議会が開かれましてから、約6か月位経っておりますが、この間には、かなり大きな動きがございました。まずこれを真っ先に御報告することかどうかはやや疑問もあるのかもしれませんが、環境省の組織が7月1日に大きく変わっております。環境省には、水・大気環境局という組織があつて、昔からいわゆる公害問題について扱ってきたのですけれども、この水・大気環境局で取扱う事項について、中央環境審議会から、もっと横断的に問題を捉える必要がある。気候変動、生物多様性、循環型社会形成というそういうものと、伝統的な公害対策とうものとのが、ばらばらにならないようにしての取組が必要である。特に環境媒体、メディアつまり大気、水といった領域の両方に跨る問題がこれからの大きな環境の課題なので、これをちゃんととらえることのできるような組織に変える、という意見具申がだされまして、それを受ける形で7月1日から、これまで水・大気環境局と言っておりましたが、この局の名称が、環境管理局に変わります。そして大気環境課は名前が環境管理課となります。それから、環境庁発足時には水質保全局と言っておりましたが、その後、水環境部になり、やがて水環境課という名前に変わっていった部局の名称が、海洋環境課というふうに名前が変わるのです。これで大気環境、水質保全、水環境という名称の組織はなくなります。それからこれまで、自動車環境対策課があつたのですが、これは、カタカナなのですが、モビリティ環境対策課と名前が変わりました。これまでよりも所管が随分変わっております。このように、環境省の伝統的な部局について、大きく組織替えが行われたということは、環境政策の課題が大きく変わってきたことを示すものとして、知っておく必要があるのではないかと思います。

これに関連することですが、実は水道行政は、環境省発足時に、廃棄物行政と共に、環境省に移管するかどうか、という議論があつたものの、厚生労働省所管でずっと残っていたのですが、来年の4月から、環境省と国土交通省に、この業務が移管されることに

なりました。施設関係、施設の管理関係については、国土交通省で扱っていただく。その上で、水質、水道の水質であるとか、水道に関する衛生上の問題については、環境省で扱うということになりまして、それから、食品衛生関係の基準についても、消費者庁に移る、ということが今度来年の4月から始まります。

それから、国の環境に関する重要な計画である環境基本計画というのがあるのですね。1994年の第1次計画から現在の第5次計画まで作られますが、これについて次の第6次計画の検討が始まっております。これまでの環境基本計画で、何を扱ってきたかということをもう一度よく整理をし、第1次計画で取り上げたことは今でも大事なのだということを確認しながら、Well-Being、生活の質、幸福度とは何かといったことを正面から環境政策の中に取り上げなければいけないのではないかとということであるとか、あるいは、コロナやウクライナの騒ぎによって世界が大きく変化が起こっていますので、これも環境政策の中にどう位置付けていくか、色々と考えないといけないということが論じられはじめています。

それから生物多様性についても、生物多様性国家戦略の新しいものが3月に作られましたので、そこでいわれている新たな考え方というのを、しっかりと新環境基本計画の中に生かして考えないといけないのだろうということも言われています。

それから、合わせて循環型社会形成推進基本計画についても、現在第4次計画までできていますが、これも第5次計画に改める必要があるということで、その検討が始まっております。

その他ですが、カーボンプライシングについて、ずいぶん長い間議論していたのですが、ゼロカーボンにするための国全体の仕組みを変えていかないといけないということで、GX推進法というふうに略称しておりますけれども、カーボンプライシングなどを制度化するための法律が国会で制定されるということになりました。これは、衆議院、参議院両方で制度に対して法律案を修正するということが行われ、かなり大きな議論が行われたわけですが、参議院では公正な移行という考え方を仕組みの中に入れないといけないと、修正が行われている。これはどういうことかということ、ゼロカーボンの社会を作っていくということになりますと、産業構造そのものも大きく変わってきますので、そこで職を失うという方が出てきてはいけませんので、そのいう方々の職をしっかりと確保するための施策もこの中に入れないといけない。このことが特に参議院が強く言われて、そういうことで修正が行われたようでございます。

それから、昨今、気候変動が深刻になっておりますけれども、気候変動適応法の改正が行われました。特に暑熱の対策については、今まで以上に力を入れなきゃいけないので、これについての計画は法律に基づく計画に変えようということになりました。

それからさらに、今でも夏は大変暑い日が続きますので、健康被害が出かねませんよと

いう注意が出ているのですけども、注意報が毎日出ている状態なので、これをもう少しグレードアップした特別警報のようなものを国としては制度化しなきゃいけないということで、1年後には特別警報は制度化され正式に動き始めます。今、特別警報はどういう状況で切り出したらいいかということについて議論が始まっているところです。特別警報が毎日出るのではどうにもなりませんので、これらはやっぱり、よっぽどの場合ですけれども、既にシチリア島では48度という暑熱が現実に出ているのですよね。ですから日本では40度ではもっと酷い状態になる可能性が高いのですから、特別警報が出たときには本当に真剣に考えていかないとはいけませんし、県でも既にこのことは考えて計画の中に入れてはいるのですけども、本当に暑い日に、街中にシェルター、そこに避難できる場所をしっかり整備しなきゃいけないということもいわれております。これは法律の中に書かれましたので、既に県の計画にもそのことは取り上げていますけれども、公共施設だけではなくて、民間の施設にも協力をお願いする必要があります。

なお、廃棄物処理施設についての国の整備基本計画が6月30日に改定されました。その中で特に将来的には燃やすという処理の仕方ではCO₂が出るだけですからそれだけでは済まないで、出てきたCO₂をちゃんと回収するような処理施設にしなければいけないといったようなことを、今後の新たな施設整備に際しては考えなくてはいけなくなります。

さて、ところで本審議会には、水質部会と、それから温泉部会、公園鳥獣部会、公害防止事業費負担部会という4つの部会がおかれておりまして、専門的な知識を要するテーマを取扱うときには、その部会に検討を詳しくお願いをし、そこで検討された結果をこの総会で決定した決定と同じように扱う仕組みができておりますので、審議会委員の皆さんの中から、各部会に所属する委員を会長が指名をすることになっております。そこで、ここで各部会に所属をしていただきたく委員の指名をさせていただきたいと思っております。その案を事務局に配らせますのでそれをご覧ください。

(資料配布)

今お配りをしております名簿に部会という欄がございます、お名前の横に部会というところに記載のある方には、そこに書いてある部会に所属をするよう指名させていただきたいと存じます。事前に御連絡をして、御了解をいただいているとは思いますが、改めて御確認いただけたらと思っております。

ここにあります各委員に、各部会に所属をお願いしたいと存じますが、お名前を読み上げて、ということは、省略させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、部会の部会長についてもわたくしから御指名を申し上げることになっております。

各部会の部会長につきましては、水質部会長と、公害防止事業費負担部会長として、伊

藤委員にお願いしたい。

それから温泉部会長には、渡邊 公一郎委員にお願いしたい。公園鳥獣部会長として、伊澤委員にお願いをしたい。このように会長としては考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日御欠席の渡邊公一郎委員には、部会長についてお引き受けするという事は、伝わっておりますし、遅れておられる伊澤委員も御了解済みでございます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それからもう一つ、当審議会には会長代理を置くということになっておりまして、私がもし体調不良みたいなことになった折には、代わりが必要になりまして、既にこれまでもそれをお願いしたことがあるのですが、今まで伊藤委員に会長代理をお願いしておりました。私としては引き続き伊藤委員に会長代理をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

以上で、当審議会の組織についての案件について、お諮りをしたということになります。

よろしゅうございましょうか。

御了承をいただけたということで取りあつかわせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、本日は知事から当審議会に諮問を受けておりますので、諮問について取扱いたいと思います。

(自然環境課：藤野課長)

事務局の自然環境課から御説明いたします。

資料1「諮問事項 英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について」にしたがって、御説明いたします。

表紙をお捲りいただきまして、諮問書がございしますが、記書きの2の諮問理由に記載しておりますとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、現在、鳥獣保護区特別保護地区に指定している英彦山地区について、本年11月14日をもって指定期間が満了することから、再度指定を行うため、本会の意見をお伺いするものでございます。

所在につきましては、8ページ及び9ページの地図を御覧ください。

(浅野会長)

これについての資料は、一部差換えがありまして、皆さんお手元に事前に配られたものと、今日テーブルの上に置かれているものとがあつて、ページがバラバラしていますが、ちよつ

と、読みにくい部分ですね。事前配布の資料ではなくて、御説明の時には今日修正の資料のページでお願いします。

(自然環境課：藤野課長)

はい、失礼しました。8ページが英彦山鳥獣保護区特別保護地区位置図、それから9ページが英彦山鳥獣保護区区域図となっておりますが、お手元の資料はそうになっておりますでしょうか。

(浅野会長)

当日配布の資料の方ですね。

(自然環境課：藤野課長)

はい。

(浅野会長)

どうぞおすすめてください。

(自然環境課：藤野課長)

はい。ありがとうございます。

8ページ、9ページの地図でございますが、英彦山鳥獣保護区特別保護地区は、福岡県の東部添田町にあつて、大分県との県境の山域に位置し、東部に北岳・中岳・南岳、南部に障子ヶ岳と山岳が連なる地域でございます。

指定の内容について、御説明いたします。1ページにお戻りください。

一番上の四角で囲んでおります「沿革」のところでございますけれども、当該地区は大正12年に国設禁猟区に設定されました。昭和38年法改正により国設禁猟区を国設鳥獣保護区に設定替えされ、昭和58年に国設鳥獣保護区の区域の一部変更を行い、県設鳥獣保護区に設定替えいたしました。その後、英彦山地域を特別保護地区に設定し、10年毎に鳥獣保護区を更新、特別保護地区を再指定し、現在に至っております。

(2)の特別保護地区の存続期間でございます。令和5年11月15日から令和15年11月14日までの10年間としております。

飛びまして、(6)「特別保護地区の指定の理由」でございます。これにつきましては、2ページお捲りいただきまして、2ページに渡ります。上から6行目に記載しております、特にかから始まる場所ですけれども、特に英彦山鳥獣保護区の中でも、英彦山には、ブナやシオジの原生林が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、重要な区域となっております。また、大陸と日本又は日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地となっております。さらに、福岡県レッドデータブック2011において、福岡県絶滅危惧ⅠA類のコノハズク及び

コマドリについては、英彦山が県内唯一の繁殖地となっております。

3ページ以降には、生息する鳥獣類リストの一覧が記載されております。

以上のとおり、当該区域は、森林に生息する鳥獣の重要な地域でございますので、今後も引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣類及びその繁殖地の保護を図ってまいりたいと考えております。

また2ページに戻る訳ですけれども、2の「公告・縦覧の結果」及び3の「意見照会結果」に記載しておりますとおり、本案につきましては、諮問に先立ち、県民に対する公告・縦覧を行うとともに、添田町及び関係行政区等の利害関係人に対する意見照会を行っております。意見書等の提出、異議申立て等はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

はい。それでは、ただ今説明を受けましたが、英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について、ということでございます。この諮問につきまして当審議会として、何か御質問御意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

よろしいようでしたら、この件について、詳細の検討は、先程ご紹介をいたしました公園鳥獣部会で検討をお願いし、公園鳥獣部会で決議をされましたら、その決議を当審議会総会で決議をしたものとして取扱いたいと、このように従来からやっておりますが、従来どおりの取扱いで、この件を取りあつかうことについて御異議はございませんでしょうか。

よろしゅうございますね。

御異議がないようでございますので、この件については、そのように取扱わせていただきます。

出は引き続き、もう1件諮問がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

(自然環境課：藤野課長)

引き続き自然環境課から御説明いたします。資料につきましては、修正がございましたので、お手元に配布しております資料をもとに御説明をさせていただきたいと思っております。

資料番号は2でございます。「諮問事項 五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について」でございます。

修正版というふうになっております。

表紙をお捲りいただきますと、記書きの2の諮問理由に記載しておりますとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、現在、鳥獣保護区特別保護地区に指定している五ヶ山地区について、本年11月14日をもって指定期間が満了することから、再度指定を行うため、本会の意見をお伺いするものでございます。

所在につきましては、8ページ、9ページをお願いいたします。

(浅野会長)

本日配られた資料の方で8ページということでございます。

(自然環境課：藤野課長)

はい。ありがとうございます。

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区は、那珂川市の南部と佐賀県との県境に位置し、南畑ダムの西、五ヶ山ダムの北に所在し、那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれた地域でございます。

指定の内容について、御説明いたします。1ページにお戻りください。

四角で囲んでおります「沿革」とおり、当該地区は、昭和44年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区に設定されました。昭和58年に鳥獣保護区及び特別保護地区の一部を変更し、県設に設定替し10年毎に鳥獣保護区を更新、特別保護地区を再指定し現在に至っております。

(2)の特別保護地区の存続期間でございます。令和5年11月15日から令和15年11月14日までの10年間としております。

飛びまして、(6)「特別保護地区指定の理由」としましては、特にかから始まる2段目のところに記載しておりますけれども、五ヶ山鳥獣保護区の中でも、北部はアカマツ二次林やシイ・カシ二次林などの植生がモザイク状に見られ、これらの植生が小型鳥類のエサ場を提供するため、多くの鳥類が生息、繁殖しています。また、福岡県レッドデータブックにおいて、福岡県準絶滅危惧のサシバ、福岡県絶滅危惧Ⅱ類のアオバズクなどの生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽類も生息しており、豊かな生態系が維持されています。

3ページを御覧ください。

これも、先程と同じように鳥獣類のリストが記載されております。

これらに見られるとおり、当該区域内は、森林に生息する鳥獣の重要な地域でございますので、今後も引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣類及びその繁殖地の保護を図ってまいりたいと考えています。

2ページに戻っていただきまして、2の「公告・縦覧結果」でございます。続けて3「意見照会結果」も御説明いたします。本案につきましては、諮問に先立ち、県民に対する公告・縦覧を行うとともに、那珂川市及び関係自治会等の利害関係人に対する意見照会を行っております。意見書等の提出、異義の申立て等はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

よろしゅうございませうか。先ほど英彦山と同じような件になりますが、五ヶ山の鳥獣保護区の特別保護地区の指定の延長でございますね。これについて、事務局から説明いただきました。

何かこの件に関して御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、先程と同じように、この件につきましても、公園鳥獣部会に付託をし、そこで詳細に検討をいただいた上で、公園鳥獣部会の決議をもって本審議会の決議に代えるということで取扱いたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

御異議ないようでございますので、この件についても先程と同様に、公園鳥獣部会に付託し、その決議をもって当審議会の決議にする取扱いにさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

それでは、本日お諮りする審議事項は以上でございますが、次に報告に移ります。

報告については、2件ございまして、1つは、既に前もって当審議会から部会に付託をいたしまして、当件がどのように扱われたか、ということに関する説明でございます。

「令和5年度水質測定計画の策定」について、水質部会に付託をいたしましたので、その結果ついて伊藤部会長から御説明をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(伊藤部会長)

はい。伊藤です。

それでは、お手元の資料3を御覧ください。

令和5年度水質測定計画の策定につきまして、御報告をいたします。

水質測定計画とは、県内の河川や海域などの公共用水域及び地下水の水質測定について、国の機関や市町村とともに、統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条に基づき、県が例年策定しているものでございます。

今年度の水質測定計画の策定につきましては、令和5年1月23日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、同日に開催しました水質部会において審議を行いました。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年2月13日に答申がなされております。

以上です。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。

ただ今、部会長から、既に付託をいたしました水質測定計画については、諮問どおりとい

う答申がなされ、部会としての報告がなされ、私の方の決裁にて2月13日付けで県知事に答申したということが報告されました。この件について、何か御質問がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

新たに委員になられた方には、ちょっと何のことか分かりにくいかもしれませんが、公共用水域の水質について、それがどのような状態になっているかを把握するための定期的な測定が、国や県やあるいは政令市、その他の市町村等の手によって行われております。それらがバラバラにならないように全体が統一的なものになるようにということを、毎年県知事がしっかりと計画して定めることとなっていて、それに基づいてこの測定計画が、毎年度のことですが、審議会の審議事項になってくるのですね。ですからこれを見ますと、誰がいつどこでどういう調査をするのか、全体の状況がわかるということになりますので、これによって漏れがないように無駄が無いようにということが考えられてきたということでございます。

今年度の計画について、水質部会で県の原案どおりでよい、と決定したという報告をいただきました。

よろしゅうございますね。

それでは、この件については、報告を承認したものとさせていただきます。次に県で行いました、諸施策についての御報告をいただきたいと思っております。県の温暖化対策実行計画の進捗状況、これについて御説明をいただきます。

(環境保全課：吉川課長)

環境保全課長の吉川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

資料4番を御覧いただきたいと思っております。

「福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況」についてという、表紙になっております。こちらの資料に基づきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず1枚捲っていただきまして、スライド番号で右下の方に2というのが付いていると思っておりますが、そちらの方を御覧ください。

今回、昨年3月に改定しました、第2次計画の初年度にあたる令和4年度の実績について報告を行うものでございます。

温室効果ガス排出量の削減目標としましては、2050年度に福岡県の温室効果ガス排出量の実質ゼロ、いわゆる2050年カーボンニュートラルを目指しまして、2030年度に2013年度比46%削減するという目標を掲げております。

また、本計画では、改定前の計画に引き続きまして、各主体の取組の進捗状況を早く把握しやすくするために、家庭、事業者、自動車から排出される二酸化炭素の削減目標を原単位

で設定するとともに、新たに再生可能エネルギー発電設備導入容量に関する目標についても設定しております。

次の3ページのスライドをお願いします。

本県における温室効果ガスの排出量の推移を示しております。

最新のデータである2020年度の排出量は4,395万トン、二酸化炭素換算でありまして、前年度比5.4%減、基準年度2013年度比29.0%減と順調に推移しています。

スライド5ページをお願いします。

エネルギー消費量につきましては、全体では前年度比7.4%減と大幅に減少していますが、家庭部門だけは11%増ということになっております。

これは、2020年1月に日本国内で初の症例が探知された新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等が起こったことが主な要因と考えられ、国においても同様の傾向が見られております。

スライドの6ページを御覧ください。

ここからは、各部門の進捗状況について御説明させていただきます。

まず、再生可能エネルギーの導入量については、バイオマス発電が例年よりも多く稼働したため、ここ数年増加量であります20万kWの1.5倍に当たる30万kWの増加が見られました。

スライドの7ページをお願いします。

本県の家庭部門における二酸化炭素排出量の推移を示しております。

家庭部門の二酸化炭素排出量は、2013年度以降、電力の排出係数の低下等に伴い減少傾向にありますが、直近の2020年度は前年度比16.3%増となっております。新型コロナウイルスの蔓延防止に伴う外出の自粛要請への対応等により増加したものと考えられます。

しかしながら、2020年度の1世帯当たりCO₂排出量については、2013年度比で見ますと、約47%減少しておりまして、全体的な傾向としては順調に推移していると考えられます。

スライドの9ページを御覧ください。

本県の業務部門における二酸化炭素排出量の推移を示しております。

業務部門のCO₂排出量についても、2013年度以降、電力の排出係数の低下等に伴い減少傾向でありまして、2020年度の事業所の床面積当たりCO₂排出量は、2013年度比で約46%減少と順調に推移しております。

スライドの11ページを御覧ください。

本県の自動車部門における二酸化炭素排出量の推移を示しております。

自動車のCO₂排出量は、2013年度以降微減少傾向であり、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、前年度比9.3%減と大幅に減少しております。

なお、2020年度の1台当たりのCO₂排出量は、2013年度比17%減と順調に推移しております。参考としまして、ハイブリッド車の普及状況率とか電気自動車等の導入状況をスライド12、

13ページに示しております。

スライドの14ページをお願いします。

本県の二酸化炭素排出量が減少しています主な要因といたしまして上げております。産業界の自主行動計画による省エネ対応、車両本体の燃費改善、省エネ対応機器の増加等によりまして、エネルギー消費原単位が減少したことが挙げられます。

また、2020年度は、先ほど御説明させていただいておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの分野で大きく減少しております。

また、エネルギー消費量が減少した要因としましては、省エネ意識の高まりですとか高効率設備、LED照明や省エネ家電等の導入によりまして、エネルギーの高効率的な利用が進んだことなどが考えられます。

次のスライド15ページから、エネルギーですとか、家庭、業務、運輸部門といった各部門における緩和策や適応策について、令和4年度に県が取り組んでできました施策の進捗状況を示しております。

令和4年度に新たに取り組み始めましたものについて、御説明させていただきます。

スライド16ページ、家庭部門の②のとおり、脱炭素啓発CMを作成しまして、博多や小倉駅等の駅前の大型ビジョンですとか、インスタグラム等での配信を行っております。

また、17ページ、業務部門③のとおり中小企業等への省エネ設備の導入補助を行いました。

また、20ページの適応策では、①の「つくしろまん」の代わりとなり、高温登熟性に優れる「恵つくし」の開発ですとか、③の防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の開発、情報発信等に取り組んでいるところでございます。

なお、2021年度につきましては、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいました経済が回復する等によりましてエネルギー消費量が増加することが見込まれております。今後とも、削減目標の達成に向け、実行計画に基づきしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは、2020年の県の取組についての報告をいただいたわけですが、御意見や御質問がありましたら、どうぞお出してください。

何でも結構でございます。関連することであれば、御自由にご質問、ご意見をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。萩島委員、どうぞ。

(萩島委員)

全国のデータでも順調に排出量は減少していることから、マクロには、業務・家庭部門では、恐らく高効率の機器に順次入れ替わっていく効果が非常に大きいのではないかと思います。分析では行動変容の効果だと解釈されていますが、（それよりも）機器更新の効果が大きいと考えています。県として、自治体として、何ができるのかということとなると、例えば中小企業などにおいて、電気代が上がっている状況において、産業の体力を維持しつつ、省エネ、脱炭素に向かう取組をより積極的にサポートするのが自治体に求められる役割ではないか、と思っております。以上です。

（浅野会長）

どうもありがとうございました。
後藤委員。どうぞ。

（後藤委員）

後藤です。データを見ていて、順調に推移しているなどよく分かります。特に再生可能エネルギー累積導入量というところで、太陽光も含めてかなり再エネが増えているという印象を持ちました。気になるのが、最近再エネが増え過ぎて、出力抑制をかけなきゃいけないという状況が度々あって、昨日も確か九電は出力抑制ということで、再エネの方を抑制していましたが、その辺がよく分からなくて、再エネが増えているけど、その再エネを抑えるというようなやり方を今、年間の半分かくらいの日数でやっているの、その辺、県としてどうお考えかということ伺いたと思います。

（浅野会長）

はい。ありがとうございました。それでは、今お二方からご質問が出ましたので、事務局お答えください。

（環境保全課：吉川課長）

今、後藤委員の方から御指摘がありましたとおり、特に太陽光発電、こちらの方ではかなり発電容量が増えてきた関係がありまして、それをそのまま配電しようとする、今でも既に九州電力が流している電力の需給バランスを崩してしまっていて、電力の安定供給ができなくなるということで、ある程度太陽光発電の方で発生した電力を出力制限する、というところで制限しております。九州電力の管内は特に太陽光発電かなり多いということと、日照もよく当たるという事で、そういった出力制限の数がですね、どうしても多くなっているというのが現状ということになるかと思います。で、これに対して具体的な対策を示せていないのが現状です。

(浅野会長)

はい。もう少し積極的に何かあるといいなという答えですね。要するに余剰になってしまっているエネルギーを有効に利用するための、例えば産業活動になるので、それを積極的な誘致を図るとかですね、そういったことは、ありえるのではないのでしょうかね。例えば、水素はこれから必要になりますが、水素を要するにこういう再生型エネルギーで作るのなら何も問題ないのですよね。そうでなければCO₂を出すような電力を使って水素を作ったのでは、水素の切替えの意味も全くなってしまいますから、余剰になって出力制限を受けているような、その電力を、水素の製造の方に回してもらうためにしっかり施策を立てるとかですね、といったようなこともあるのではないのでしょうかね。例えば水俣市は既にチッソの水俣工場と協議をして、そういうような取組を実際求めてやっているようです。そういう動きがありますし、それから西鉄がたしか報道されましたけれども、蓄電池を業として行うみたいなことを言っておられますが、こういったようなことは、今、後藤委員が言われた無駄になっている出力制限をかけているのをしなくて済むように、リサイクルにしっかり繋がってくるのですね。こういったものを良く、目配りをしながらうまく誘導していってもらって、県でもやればいいじゃないか、というのが多分後藤委員が言いたいことだと思うのですが、何か後藤委員ありますか。

(後藤委員)

単純に考えると、余っているなら貯めたらいいと思ったのですが、なかなか難しいのですかね。貯めるというのは。

(浅野会長)

はい。いわゆる蓄電池というのは、思うより大変なものですからね、大変であることは間違いないのですが、既にそういうのをちゃんと商売にしてやりましょうという企業も出てきていますので、大変いいことですから、是非そういうことを他の企業にも蓄電池を取り組んでもらえば、ということは県としても働きかけが必要になるだろう、そういうことだろうと思いますね。

ありがとうございました。

他に、何でも結構ですから、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。佐藤委員。

(佐藤委員)

九工大の佐藤です。太陽光パネルのリサイクルについての施策が入っていたのですが、

太陽光パネルは非常に貴重な資源が沢山含まれていると思います。そのリサイクルについて、現状、既にある程度進んでいるのか、全く進んで、これからなのかというところをお聞かせいただければと思います。

(浅野会長)

はい。どうぞ。循環の方でお答えください。

(循環型社会推進課：高橋課長)

御質問ありがとうございます。循環型社会推進課でございます。今後、2030年代をピークに使用済みの太陽光パネルが非常に大量に発生するということを見越しまして、リサイクルを進めようという動きがございます。福岡県内でも今現在3社がリサイクルを始めておられます。今現在法律的にリサイクルに回さないといけないというような形になっていないものですから、パネルの排出量については正確に把握できていないところがございます。実状といたしましては、リサイクルに係る費用よりも埋立てに係る処分費の方が安いというところがございます。かなり埋立ての方に回っているという現状がございます。ですので、国の方も検討会を設置しまして、どういう形でリサイクルの方に誘導していくかというところの検討を始めております。福岡県も国の検討会のオブザーバーとして参加しており、福岡県の現状や要望をそこで発言させていただいている状況でございます。県としては、今後、そういった国の検討状況を踏まえつつ、県が開発した回収システムの利用を促進することでリサイクルを進めていきたいと思っております。

(浅野会長)

ありがとうございます。よろしゅうございますか。

とりあえず、捨てる場合も、どこに捨てたか分からないということが無いようにしておく。しっかりここに捨てているよと分かれば、将来的には、もう一回掘り出して使うというのがまたできるかも知れないので、前から色んなところがあるのだけど、恐らくかなりのレアメタルが中に含まれていて中国がこれからこれは輸出しないと抑え込んじゃうと、益々どうにもならなくなるので、捨てていくのではなく、一時保管しておくということみたいな発想に切り替えていけば、将来もしそれを資源化、技術の進歩で何かいい方法が見つかった場合には有効な資源とできるかもしれない、そんなことまで考えて今のうちからしっかり検討をしていくといいですね。

他に御質問がございますか。

はいどうぞ。伊藤委員。

(伊藤委員)

CO₂を減らすという施策について、色々やっていると思うのですが、もう一つCO₂を有効利用するというところで、例えば農業用ビニールハウスにCO₂を利用するとか、農業と連動するとかですね、私が視察に行ったりすると、CO₂ボンベをいっぱい置いてやっていたりするのですが、そういう排出側と農業との関連性とか、そういうのも県として施策として考えておられるのか、あるいは、今後考えて行こうとしているのかお伺いします。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。

では、農林水産部お願いできますか。

(食の安全・地産地消課：草野課長技術補佐)

はい。農林水産部食の安全地産地消課です。

今、委員の方から御指摘がありました、排出されているガスをですね、農業の方で、有効活用していくようなそういった取組に関しては、先進的な事例、今現場の方で実用化している、広く普及している、そういったところはなかなか、残念ながら見られていない状況ではございますけれども、委員の御指摘のようにですね、そういった吸収シートをですね、技術を実用化していくべきだと思っておりますし、先程紹介ありましたワンヘルスですね、県で今進めているワンヘルスというところにつきましても、うちの方でワンヘルスの理念に基づいて作られた農林水産物を認証していく、そういうワンヘルス認証農林水産物という制度を持っているところでございまして、そういった委員の御提案の中にそういった技術を実用化された場合、そういった技術を実際活用される農林業者の方がいらっしゃれば、積極的に応援していくような制度を今作っているところでございまして、ただ100%完全ではございませんけれども、そういった考えではおるところでございます。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。それも新たなブランドになっていくという可能性が十分にありますよね。今、無農薬というのはそれ自体が価値を持っているわけでしょ。私は新たにできるようになるとは思っていて、早く他の県よりも福岡県が先にやりましたとなると、県全体のブランドだとなるかもしれませんから、是非頑張ってくださいと思います。

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

はい。どうぞ。高橋委員

(高橋委員)

ありがとうございます。実は、我々福岡県議会議員でございます、今日は自民党県議団所属の先生が来ているのですけれども、少し、県議会の動向と言いましょか、お話をさせてください。

(浅野会長)

はい。どうぞ。

(高橋委員)

今年ですね、ESG債、エンバイロメント・ソーシャル・ガバナンス、頭文字をとってESG債を200億円発行しております。これを通して環境であったり、それからCO₂削減のための取組を強化しようということで、金額を200億円ほどプラスしております、この使い道としては、まだ県の県営施設の屋上に太陽光パネルを貼ったりだとか、新しく作ろうとしているのですけれども、かなりCO₂削減した建物にするとか本当に様々な施策をもっているような状況でございます、実はまさにこの状況なのですけれども、この瞬間なのですけれども、服部知事がオーストラリアに行っております。何故行っているかといいますと、水素の拠点ニューサウスウェールズ州にありまして、水素というのは褐炭ですね。炭を使って電力を作るみたいな動きがあるのですけれども、その水素の拠点の視察に行っておられます。今、日本国内に8か所ですね、水素拠点を作ろうとしていく中で、福岡県もそちらに手を挙げようとする動きがあります。県としても脱炭素の取組に非常に力を入れております。我々自民党県議団もしっかりその部分に力を入れてくださいということで、県議会の方でも政策提言等をしておりますので、御報告と県の動きを御紹介させていただきました。

以上になります。

(浅野会長)

ありがとうございました。

先程も言いましたように、本当に太陽光の普及が高いので、出力制限も掛けないで、水素製造に合わせると非常に有力ですので、是非よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

どうぞ。河邊委員。

(河邊委員)

河邊です。19ページのプラスチックごみの削減の件で、私、社員4人の小さい会社を経営しているのですが、1週間で北九州市のプラスチックのごみ袋が一杯になるくらい出ておりまして、そのプラスチックごみの削減協力店の登録数がこちらに書いてあるのですけれども、

これをもっと拡大できないだろうかと思ひまして、発言させていただきました。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。では、これも循環課長。

(循環型社会推進課：高橋課長)

循環型社会推進課でございます。

御質問ありがとうございます。そしてプラスチックごみ削減協力店の登録もありがとうございます。

県としましても、プラスチックごみ対策に非常に力を入れております。様々なプラスチックごみが、製造・流通・販売・消費の様々なステージで出て参りますので、あらゆるステージでの削減が必要になってくると思っております。それと、私たちのライフスタイル自体も変えていくということも必要になっていくと思っておりますので、今委員の提案もありましたように、プラスチックごみの削減協力店への参加協力にも力を入れていきたいと思っております。10月を特にプラごみ削減のキャンペーンと銘打ちまして、協力店の方に取組強化をお願いしていますし、協力店に参加いただけるよう呼びかけも年間を通して広げていきたいと思っております。県民の皆さんにプラごみ削減が大切なことだということを知っていただくために、今年度新たにプラごみ削減応援サイトを立ち上げることにしておりますので、SNSの発信と組み合わせながら、呼びかけを強めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

(浅野会長)

ありがとうございます。これについてもさらに、工夫があるかもしれませんね。市町村にしっかり協力をしてもらうというのが大事なことだと思うので、全部に公表するのはいいかどうか分かりませんが、市町村別にどのくらいの数だと並べてあげると、うちは少ないなということが分かるようにするというのも一つの手かも知れませんね。

(循環型社会推進課：高橋課長)

ありがとうございます。

(浅野会長)

他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、もう1件、今年の福岡県環境部の主要事業の報告がありますので、これについての御報告いただきます。

よろしくお願いたします。

(環境政策課：中垣課長)

環境政策課長の中垣です。座って説明させていただきます。

それでは、令和5年度の環境部の主要事業について御説明させていただきます。お手元の資料5を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

令和5年度環境部主要事業につきましては、ここにあります1番から15番の15の事業のとおりでございます。

まず、1の県有施設再エネ・省エネ推進事業／公用車への電動車導入事業について御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

「県有施設再エネ・省エネ推進事業」といたしまして4億4900万円余を、「公用車への電動車導入事業」として9700万円余を、合計で5億4700万円余でございます。

「2050年カーボンニュートラル」の目標を達成するため、福岡県環境保全実行計画に基づきまして、県自ら率先垂範し、県有施設への太陽光発電設備の導入と省エネ改修を行うとともに、公用車への電動車等の導入を図るものでございます。

県有施設への太陽光発電設備導入に係る事業といたしまして、令和7年度までに重点的に実施することとして、令和5年度分といたしまして、総合庁舎や高等技術専門校など23の施設の設計・施工に係る経費等を計上しております。

また、省エネ改修に係る事業といたしまして、平尾台自然観察センターへの高効率照明機器及び高効率空調設備導入に係る経費を計上しております。

さらに、公用車への電動車等の導入を令和12年度までに重点的に進めることといたしております。令和5年度分といたしまして、電気自動車を75台、ハイブリッド車を18台それぞれ導入する予定としております。特に令和5年度から7年度に導入する電気自動車につきましては、社会情勢等を見極めるため、定額制サービス、いわゆるサブスク、サブスクリプションによりまして導入することとしております。

3ページをお願いいたします。

次に「福岡未来づくり住宅普及促進事業」についてです。

予算額は800万円余でございます。

県内の家庭における1世帯当たりの二酸化炭素排出量は、直近の2020年度で、2013年度比約47%削減となっており、削減目標の69%を達成するためには、さらなる取組が必要でございます。そこで、県の建築都市部と連携いたしまして、モデル団地において、ZEH（ゼッチ）いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスその基準を超える省エネ性能を有し、PPA、電力販売契約というものによりまして太陽光発電設備を導入した「福岡未来づくり住宅」の普及促

進を図ることといたしております。

このうち、環境部といたしましては、初期費用0円で太陽光発電を導入できる、先程言いましたPPAの手法を活用いたしまして、ZEHに必要な太陽光発電設備の導入を促進してまいります。

これらの取組を通じまして、省エネ住宅の普及促進を図り、家庭における脱炭素化を推進して参ります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

「太陽光パネルリユースモデル事業」についてでございます。予算額は1400万円余でございます。

この事業は、太陽光パネルの排出量の将来的な増加を見据え、太陽光パネルのリユースを促進するものでございます。

県内の太陽光発電事業者、リサイクル業者等と協同いたしまして、太陽光パネルのリユースに係る信頼性や事業採算性を検証するモデル事業を実施し、パネルの診断方法、回収・保管・供給方法の検討、実証施設による発電検証などを行ってまいります。

5ページをお願いいたします。

次に「プラスチック資源循環促進事業」についてでございます。予算額は3900万円余でございます。

この事業は、海洋プラスチックごみ問題やプラスチック資源循環促進法の施行を踏まえまして、プラスチックの資源循環の一層の促進を図るものでございます。

「(1)ワンウェイプラスチックの使用削減」につきましては、引き続き「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を運営してまいります。

「(2)効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」につきましては、引き続き、クリーニングの衣類用カバー等の使用済プラスチックについて、自主回収・再資源化スキームを構築する実証事業を実施いたします。

「(3)バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」につきましては、引き続き、大規模商談展示会での代替品のPR、また飲食店のテイクアウト容器・ナイフやスプーンなどのカトラリー等の代替品への切替えに対する助成や使用店舗を示すステッカーの配布、SNS等を活用したPRを行ってまいります。

6ページをお願いいたします。

次に「プラスチックごみ削減啓発強化事業」についてでございます。予算額は700万円余でございます。

この事業は、消費者に対する啓発を強化し、代替品などの環境負荷が低いものを選ぶという意識を醸成し、プラスチックごみ削減の一層の促進を図るものでございます。

昨年に引き続き「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施するとともに、新たに、事

業者・学生団体等と連携した消費者参加型の啓発イベントの実施、プラスチック削減に係る情報を効果的・効率的に発信するための「プラごみ削減応援サイト」を構築いたします。

以上の取組により、プラスチックの資源循環の促進を図ってまいります。

7ページをお願いいたします。

次に「石綿飛散対策強化事業」についてでございます。予算額は1500万円余でございます。

大気汚染防止法が改正されまして、一定規模以上の建築物等の解体等工事については、令和4年度から、石綿含有建材の事前調査の結果を都道府県等に報告することが義務付けられました。

この報告を基に、県におきましては、解体等工事現場への立入検査を実施しておりますが、「簡易検査キット」「アスベストアナライザー」こういったものの導入など立入時の検査体制の整備や、県職員の監視能力の向上などにより、事業者に対する指導を強化しております。

また、解体工事業者等における石綿事前調査者の育成を支援するため、県が令和2年度に制作したVR研修コンテンツを用いた講習会を、引き続き開催いたします。

これらの取組により、事業者における石綿飛散対策の徹底を促進してまいります。

では、8ページをお願いいたします。

次に「浄化槽整備促進事業」についてでございます。予算額は4億9000万円余でございます。

この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的な合併浄化槽の整備を図るもので、市町村が行う浄化槽整備事業に対し、県費による補助を行うものでございます。

令和5年度は、45市町村で個人設置型の浄化槽の整備、6市町で市町村設置型の整備を実施する予定です。

個人設置型においては、単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合には、浄化槽設置に加えまして、単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費の補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進するものでございます。

9ページをお願いいたします。

「陸域を含めた海岸漂着物等の発生抑制対策事業」についてでございます。予算額は3400万円余でございます。

この事業は、海岸漂着物等の発生抑制に向け、陸域から河川を經由いたしまして海洋へ流出するプラスチックごみ等の実態を把握して発生抑制対策を検討し、市町村の取組を促進するものでございます。

また、普及啓発を目的といたしまして、他県と連携した海岸のクリーンアップ活動等を実施するものでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

次に「産業廃棄物監視指導強化事業」についてでございます。予算額は3600万円余でございます。

産業廃棄物の中間処理施設等において、過剰保管等の不適正処理により火災や周辺環境への支障が生じる恐れがございます。

過剰保管の兆候をつかむため、立入検査において、ドローンを用いまして保管量等の変化を迅速に把握し、増加している場合には、産業廃棄物管理票の記載内容から搬入された量や排出事業者を速やかに確認する必要があります。

本県では平成30年度からドローンを用いました監視指導を行ってまいりましたが、最新型の赤外線カメラを搭載したドローンを環境部門があるすべての保健福祉環境事務所に導入いたします。

また、手書きで記入されることが多い産業廃棄物管理票を電子化、電子データ化するため、手書き文字の読み取りが可能なAI-OCRを導入いたします。

これらの取組によりまして、産業廃棄物の不適正処理事案の発生抑制及び初期段階での解決を目指して参ります。

11ページをお願いいたします。

次に「ワンヘルス体験学習・研究ゾーン整備事業」についてでございます。予算額は1400万円余でございます。

これは、ワンヘルスセンターの中核施設であります、保健環境研究所の附属施設といたしまして、生物多様性保全に関する屋外研究とともに、生物多様性保全の観点から屋外でワンヘルス教育を実施する場を国内で初めて整備するものでございます。

令和5年度は基本設計を行い、令和6年度に実施設計、令和7年度から8年度にかけて建設工事を行って、令和9年度に保健環境研究所、また動物保健衛生所と同じく供用を開始することといたします。

屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン整備に当たっては、里地里山保全や緑地設計の専門家、教育関係者等の5人からなる専門家会議を設置いたしまして、設計や維持管理に対し助言を受けることといたしております。

続きまして12ページをお願いいたします。

次に「ワンヘルス推進野生動物SFTS感染状況調査事業」についてでございます。予算額は300万円余でございます。

この事業は、西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されております人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」について、感染拡大の要因の一つとして考えられます野生動物を対象にSFTSウイルスの感染状況を調査するものでございまして、令和4年度から開始しております。

調査に当たっては有害鳥獣捕獲や狩猟により捕殺された野生動物から血液を採取し、SFT

Sウイルス抗体の保有状況を検査いたします。

調査地域は患者発生の有無や野生動物の捕獲状況等をもとに選定し、調査対象動物は、個体数の増加や生息域の拡大がSFTS感染拡大の要因の一つとして考えられております、シカ、イノシシ、アライグマといたします。

この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対して情報提供や注意喚起を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

次に「特定外来生物対策事業」についてでございます。予算額は800万円余でございます。

この事業は、外来生物法の改正により、令和5年度から都道府県は、定着が確認された特定外来生物に対し防除責務を負うこととなることから、本県における市町村等と連携・協働した特定外来生物の防除体制の整備と外来種防除に係る気運醸成・理解の促進を図るものがございます。

特定外来生物の防除体制の整備に当たっては、専門家委員会を設置し、定着している特定外来生物について対策の優先度や順位を検討・決定するとともに、防除方法等について協議し、防除実施計画を策定いたします。

また、防除従事者を拡大するため、市町村職員、個人や団体の防除業務従事希望者を対象に防除講習会を実施いたします。

さらに、子どもへの外来種防除に係る気運の醸成・理解の促進を図るため、小・中学校等に講師を派遣いたしまして、外来種問題についてセミナーを実施いたします。

14ページをお願いいたします。

次に「志賀島ビジターセンター利用促進事業」についてでございます。予算額は1400万円余でございます。

この事業は、令和5年5月にリニューアルオープンしました「志賀島ビジターセンター」において、利用者の自然環境への理解を深めていただくため、施設の利用促進を図るものです。

具体的には、多数の来館者が見込まれます、土日祝日や夏季の繁忙期7～9月に、団体利用予約時の館内展示の解説、視察等の対応及びSNSを通じた情報発信を行うスタッフを配置いたします。

また、施設への定期的な来訪を促すため、「地域の自然・景観」「生き物」「生活・歴史」等をテーマにした企画展示を開催いたします。

なお、見るだけでは伝わらない、自然と日々の暮らしの関連について体感してもらい、自然保護の重要性、ワンヘルス等についての理解を深めていただくことを目的とした体験型イベントを開催いたします。

15ページをお願いいたします。

次に「アジア自治体間環境協力推進事業」についてでございます。予算額は2000万円余でございます。

この事業は、県の友好提携地域等の環境問題の解決のため、本県の環境技術やノウハウ等を活用して環境協力事業を実施するものです。

(1)として「国際環境人材養成研修」では、ベトナム・タイ・中国・インドの環境行政を担う職員を対象とした研修を行います。

次に(2)といたしまして、「国際環境協力事業」では、ベトナム中央政府と、ベトナム国内での福岡方式処分場の普及拡大に向け、引き続きベトナムのフエ省での処分場整備の技術指導、3R啓発支援を行います。

ベトナム・ハノイ市とは、県内企業の環境技術を現地に導入する支援を行います。

タイ中央政府とは、福岡方式処分場の普及拡大等の支援を行います。

バンコク都とは、住民への環境意識啓発支援を行います。

中国・江蘇省とは、県内企業の技術をPRするため、南京環境展示会への出展を行います。

インド・デリー準州とは、データ解析等大気汚染対策に係る支援を実施いたします。

最後に16ページをお願いいたします。

「県内企業環境技術海外展開支援事業」についてでございます。予算額は200万円余でございます。

この事業は、県内企業が有する環境技術等を海外の企業や行政等に発信し、円滑な海外展開に繋げるものです。

環境技術を有する県内企業の海外展開支援といたしまして、令和4年度に開催しました環境技術ビジネスWEBセミナーの参加企業を中心に、ベトナム及びタイへの進出に向けて、県内企業の商談相手となる現地企業のさらなる開拓等の支援を実施いたします。

以上で、令和5年度環境部の主要事業の概要の説明を終わらせていただきます。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。

例年になく丁寧に御説明いただいて、ずいぶん盛りだくさんのことが行われるのが分かるわけですが、今年度の重点取組施策に関して、御質問なり御要望なりございましたら、あるいは関連することでしたら、書いてないことでも構いません。何か県の環境施策に関して

はい、伊澤委員。

(伊澤委員)

SFTSの問題は、我々動物の研究者も非常に今重要視している喫緊の課題ですので、ここで取り込まれるというのは非常にいいことなのですが、一つ今後のことで考えていただき

いことがあります。今、野生動物について考えられているのですが、野生動物に直接接触する人はなかなか限られてきたと思います。しかし、このSFTSの媒介者としてはペットも考えられるわけで、放し飼いの猫とかは必ずキャリアになりうる動物です。犬もそうですね。山で遊んできた犬などはキャリアになります。将来的にはそういうペット、人間が飼っている動物の状況の把握と、それからそういう危険があるのだということ、野生動物に関わらなくても、自分家のペットでも気を付けないといけないことがあるということを知っていただくということは、必要なのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。これは大事な御指摘、御要望だろうと思います。とりあえず、まず野生動物について状況をしっかり把握しておきたいという県の方針は理解できたのですが、それからさらに広がって行く可能性がある。今の点について、何かお答えがありますか。

はい、どうぞ

(自然環境課：藤野課長)

自然環境課でございます。御質問ありがとうございます。ペットにつきましては自然環境課ではないのですが、また別のセクションで抗体検査を実施しております。ペットから舐められるとか、そういう接触がありますので、そういう場合は気を付けましょうねというアナウンスをして、実施しているところでございます。他にも、使用者とかそういったことも課題になってくるのかなと考えております。そこら辺については、今後の課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

どうぞ、伊藤委員。

(伊藤委員)

2つほど質問させていただきたいのですが、まず8ページの浄化槽の整備促進事業ですが、かなりの予算を割いているのですが、このレベルになると、1%上げるのに結構大変かなという気がしているのですよね。そうすると、その公共水域の水質との関連というのは、あんまりリアルにリンクしなくなる可能性はあるのですが、目標として最終的に100%を目指しておられるのか、あるいは、状況によって例えば95%くらいが目

標になるのかというのを伺いたいたいのが1つです。それからその下の9ページの海岸漂着物の発生抑制のところですが、先週別の委員会があって非常によかったなと思うのですが(1)の①ですね陸域の散乱ごみと書いてあるのですが、その委員会の時にちょっと御指摘もしたのですが、それよりも災害時ですね、水害の時に出る量の方が多いのではないかなという感じがしたので、できれば陸域に日常的に散乱するというものに加えてですね、そういったときに出るごみの、どうやって推定していいかちょっと今思いつきませんが、集められているのは粗大ごみだけなのですよ。それ以外そういう家庭のごみというのも流出してしまっていると思うのです。多分そっちの量が多いのではないかなという感じがしているので、可能であればそちらを調べていただければ、大変いいなというふうに思っております。

(浅野会長)

後の方は、御要望という事かもしれませんが。はい。どうぞ

(廃棄物対策課：船津課長)

廃棄物課長の船津でございます。浄化槽の整備の方でございますけれども、最終的な目標というのは、8ページですね、汚水処理人口普及率というのは、95%のところを目標としております。これは下水道も全部含めてということになります。

災害時の家庭のごみの流出というのは、私共把握ができていないというのが現状でございます。今年度私どもが調査しようというのは、集積場あたりでカラスあたりがまき散らしたりとか、そういう物が原因になっているのではないかなという推測のもと、調査を実施しようとしているところでございます。

(浅野会長)

ということですか。よろしいですか。

他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

岩熊委員。どうぞ。

(岩熊委員)

はい、岩熊です。スライドの13ページの方です。子どもたちへの特定外来生物の啓発にしっかり予算を付けていただいていることによろしくかなという思いです。今現在、子供たちの教育に関わっている立場として、外来種という生き物の正しい認識というか、意味をしっかりと子供たちに伝えていくことは急務と考えます。子供を通してそこから親に、この取組が広がっていくことを期待しております。はい。以上です。

(浅野会長)

はい。御要望ということで承りました。
梶原委員、どうぞ。

(梶原委員)

野鳥の世界でも外来種はいるのですが、なかなか捕獲が難しいのですが、私、遠賀川水辺館にもちょっとお手伝いしているのですが、環境省の方が水辺館に見えられて、オオクチバスとブルーギルは魚釣りで知っていたんですね。それをちょっと入れていたら、飼育はいけません、許可は出ますので許可を出してくださいと。私も外来種でも一応命がありますし、なかなか言われたのですが、子供さんに説明したりするときに、適格な言葉がなかなか見つかりにくいところもあってちょっと難しい。理屈は分かるのですが、なかなか難しいところもデリケートなところもあるなと思って、持ち込んでは勿論いけないんですけど、現実に生きているとなかなか個人的には、難しいところがあり、引っかかったりします。

(浅野会長)

外来種の扱いについて、もう少ししっかりと資料館で展示するときもルールみたいな情報はないかも知れないのですが、少し様子を伺って、やりたいと思っていることはよく分かるので、バッティングしないようにはしてください。

どうもありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

はい。河邊委員、どうぞ。

(河邊委員)

河邊です。先ほどの9ページの陸域の散乱ごみの件でカラスという御発言が県の方からありましたけど、福岡市は夜間にごみ収集していらっしゃいます。でも私の住んでいる地域は、午前中に収集しておりまして、カラス避けの網を配ったりとか色々努力はしているのですが、どうしてもカラスは頭がいいからその網を除けてごみを引っ張り出して、散乱していったというようなことが、結構、町のあちこちで見受けられたりしています。これはなかなか市町村で統一は難しいかもしれませんが、県内全域夜間にごみ収集するとかできないのかなと思ひまして。

(浅野会長)

お答えをどうぞ。

(廃棄物対策課：船津課長)

廃棄物対策課長の船津でございます。確かに夜間収集のところと、昼間収集のところ、私が住んでいる地域も昼間に集めておりまして、やはりその市町村さんの実状、状況があるかどうかと思うので、私が住んでいる所だと、そんなに車が昼間走っていないような田舎なので、昼間に集めて、人件費等も高くないと思いますので、そういう市町村の実情があるかどうかと思いますので、なかなか統一は難しいかなというふう考えております。

(浅野会長)

北九州市の環境審議会については、私が会長であります。審議会がありましたら、そういうご発言があったことは、伝えておきます。

他にございませんか。どうぞ。辻委員。

(辻委員)

3ページの公用車への電動車導入事業の、先程の資料4の方の18ページの運輸部門の下の方と合わせてなのですが、公用車を電動車へ、これ分かるのですが、恐らく次なる一步はバスとか商用車であるとか、一般県民の方が使っている私用車へのEV車の普及になるのではないかと思うのですね。こちら施策見ると、公共交通機関の方の利用促進で、朝のJRもパンパンで結構しんどい状況と。私、産業医の方もしているのですが、シニアの労働者の方が増えていって、朝大変だと。この自転車の活用促進といわれると、シニアになると自転車は厳しいので、結局、自家用車で通わざるを得ない。なので、次なるカーボンニュートラルの達成等を考えられるときに、高齢の労働者の方が今後福岡県もかなり増加してくると、そういう視点も含めた、あらゆる層でできそうなところの企画促進というものをやっていただけるという視点をお持ちいただければ幸いです。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。これは、御要望ということで承っておきます。

あとで十分に事務局、検討しておいてください。

他にございませんか。よろしゅうございましょうか。

それでは、県の取組はこのように色々あるということで、御理解いただけたと思います。

今度、また御要望や御意見、御質問などがございましたら、いつでも事務局宛に問い合わせしていただければ、御対応いただけるかと思っておりますので。出されました質問等については、事務局としては十分に議論していただきたいとお願いいたします。

他にございませんか。何か審議会のことについて御要望などございましたら、本日

はこれで閉会にしたいと思います。

それでは、あとは事務局の方でよろしくお願いいたします。

(環境部：鐘ヶ江部長)

浅野会長、会長の御就任、また本日の議事の進行ありがとうございました。

浅野会長におかれましては、冒頭、国での最新の情報等、長らく中央環境審議会の委員を務められているということなので、毎回毎回最新の情報をいただきまして、私共も大変勉強になっております。本当にありがとうございます。そういった事もありまして、この春、叙勲で浅野会長は瑞宝中綬章を受賞されました。本当におめでとうございませう。私どもとしても、大変喜ばしいことございませう。また会長を引き続きお引き受けていただくということで、引き続き御指導いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。また委員の皆様方、本当に熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。今日いただいた様々な御意見は、今後私どもが施策を考える上で、大変重要な示唆をいただいたと思ひます。今後とも、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。では、また次回よろしくお願いいたします。

(環境政策課：増田企画広報主幹)

これをもちまして、令和5年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。